重要文化財(建造物)舞鶴旧鎮守府倉庫施設 保存活用計画

令和4年8月

舞鶴市



- 1. 本書は、京都府舞鶴市字浜 2011 番地、字北吸 1039 番地、字北吸無番地に所在する重要文化財(建造物)「舞鶴旧鎮守府倉庫施設」の保存活用計画である。
- 2. 本計画書は、「重要文化財(建造物)保存活用計画策定指針(文化庁)」(平成11年3月制定)に基づいて作成した。
- 3. 本計画は、文化庁文化資源活用課及び京都府文化財保護課の指導・助言のもと、平成30年度から令和2年度に舞鶴市が設置した「舞鶴旧鎮守府倉庫施設保存活用計画策定懇話会」での助言・意見をもとに策定したものである。
- 4. 本計画の策定事業は、舞鶴市が平成30年度~令和2年度にかけて、文化庁の国庫補助 事業として実施した。

なお、平成 30 年度事業として赤れんが 6 · 7 · 8 号棟部分の保存活用計画案を作成し、 令和 2 年度事業として赤れんが 1 ~ 8 号棟全体の保存活用計画として取りまとめた。

- 5. 本計画の作成にあたり、計画作成に関する調査・支援業務を一般財団法人建築研究協会に委託した。
- 6. 本計画の策定事務は、舞鶴市市民文化環境部文化スポーツ室文化振興課において行った。



目 次

第1章 計画の概要
1-1 計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(1)計画作成年月日
(2)計画の期間
(3)計画作成者
(4) 計画作成の体制
1-2 文化財の名称等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
(1) 重要文化財(建造物)の名称等
(2)重要文化財(建造物)の構造及び形式
(3)所有者等の氏名及び住所
1-3 文化財の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
(1)文化財の構成
(2) 文化財の概要
(3) 文化財の価値
1-4 文化財保護の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・26
1-5 保護の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・28
1 — 6 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
(1)計画区域
(2)計画の目的と基本方針
第2章 保存管理計画
2-1 保存管理の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
(1)保存状況
(2)管理状況
2-2 保護の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84
(1)部分の設定
(2)部位の設定と保護の方針
2-3 管理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 137
(1)管理体制
(2)管理方法
2-4 修理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 139
(1) 当面必要な維持修理の措置

(2)今後の保存修理計画
(3) 6号~8号棟の復原の方針について
第3章 環境保全計画
3-1 環境保全の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 142
(1) はじめに
(2)計画区域 A 1 号棟周辺
(3)計画区域B 2号~5号棟周辺
(4)計画区域C 6号~8号棟周辺
3-2 環境保全の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・ 154
3-3 区域の区分と保護の方針・・・・・・・・・・・・・・・ 155
(1)計画区域Aの保護の方針
(2)計画区域Bの保護の方針
(3)計画区域Cの保護の方針
3-4 建造物保護の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・158
3-5 防災上の課題と対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 158
(1)防災上の課題
(2)当面の改善措置と今後の対処方針
(3)環境保全施設整備計画
(4) 周辺樹木の管理
第4章 防災計画
4-1 防火・防犯対策・・・・・・・・・・・・・・・・・ 160
(1)火災時の安全性に係る課題
(2)防火管理計画
(3)防犯計画
(4)防災設備(防火・防犯設備)計画
4-2 耐震対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 169
(1)耐震診断
(2)6・7・8号棟耐震診断・補強案概要

4-3 耐風・その他の災害対策・・・・・・・・・・・・・・ 175

(3) 地震時の対処方針

(1)被害の想定 (2) 今後の対処方針

第5章 活用計画
5-1 公開その他の活用の基本方針・・・・・・・・・・・・・ 176
(1) 舞鶴市赤れんが周辺等まちづくり事業
(2) 重要文化財の活用基本方針
5-2 公開計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 183
(1)公開範囲
5-3 活用基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 184
(1)1号棟 赤れんが博物館
(2)2号~5号棟(民活想定エリア)
(3)6号~8号棟(展示施設整備エリア)
5-4 建築計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 199
(1)公開活用に係る施設・設備等
(2)計画条件の整理
5-5 実施に向けての課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 202
(1)管理運営
(2)文化財の維持・修繕
(3) バリアフリー対策
(4)整備時期
第6音
第6章 保護等に係る諸手続き
6-1 舞鶴旧鎮守府施設の所有と管理について・・・・・・・・・・ 204
(1)所有について
(2)管理について
(3)財産の種目
6-2 届出を要する行為・・・・・・・・・・・・・・・・・ 205
(1)滅失・き損・亡失・盗難
(2)修理
6-3 許可が必要な行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 207
(1)現状変更
(2)保存に影響を及ぼす行為
(3) 国有財産の使用
6-4 計画策定および改定に係る手続き・・・・・・・・・・・・ 209

参考資料

